

説明資料③

令和8年2月15日執行

小城市議会議員選挙

公費負担の手引

- 選挙運動用自動車の使用について
- 選挙運動用ポスターの作成について
- 選挙運動用ビラの作成について

小城市選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、候補者の選挙運動の費用の一部を、「小城市議会議員及び小城市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公費負担に関する条例」の規定に基づき、公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続き等を説明したものです。

候補者及びこの候補者と契約を締結した契約業者等は、この手引きの説明要領により、間違いないように手続きをしてください。

なお、この公費負担経費は、候補者が供託物を没収された場合には請求できませんので、ご注意ください。

【目次】

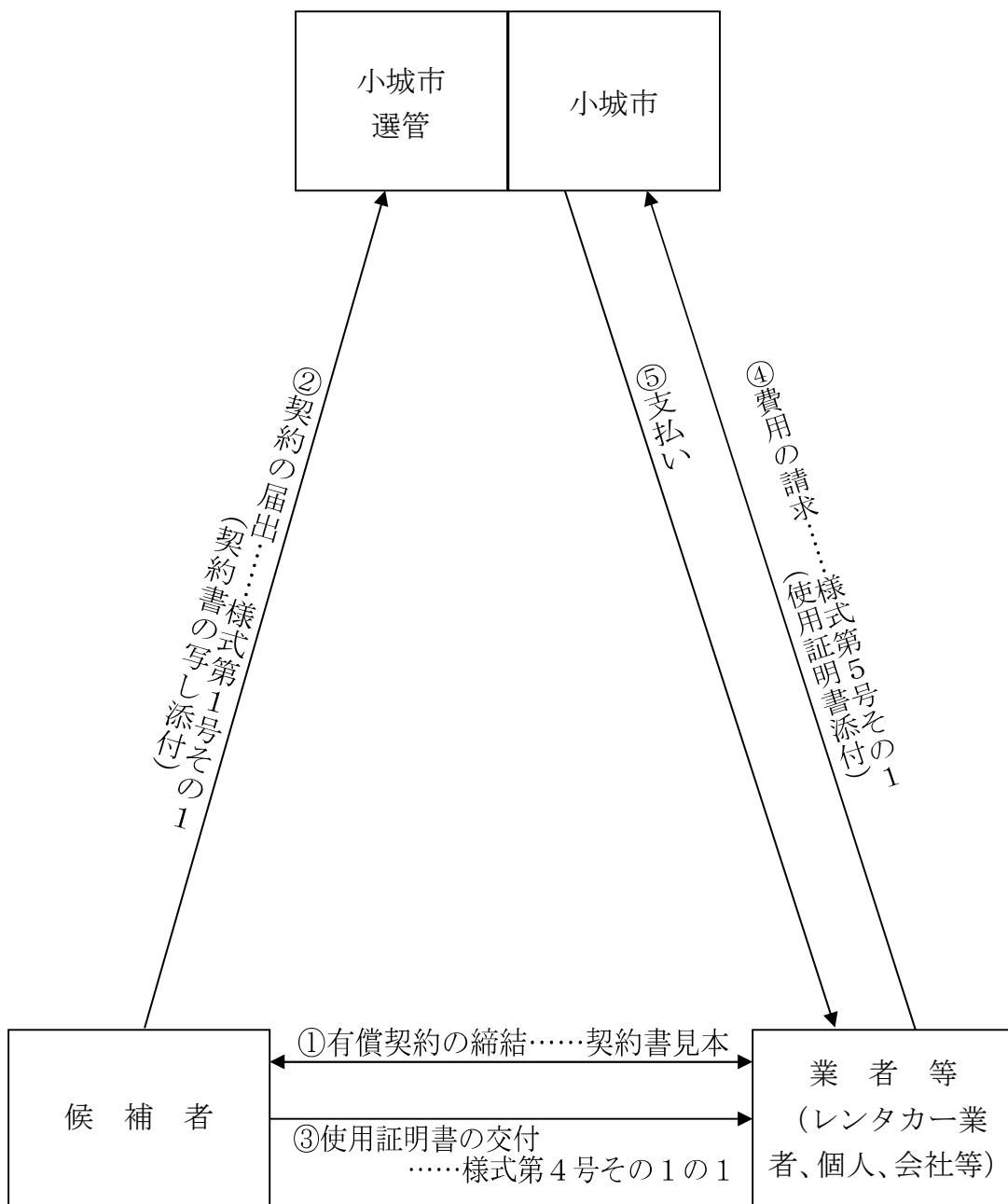
はじめに	1
第1 公費負担の種類・対象とその限度額	2
第2 公費負担手続図	3
第3 公費負担手続について	
1 契約の届出	8
2 確認申請	9
3 確認書の交付・提出	10
4 使用（作成）証明書の交付	10
5 費用の請求	11
第4 公費負担手続の順序・様式一覧	12

第1 公費負担の種類・対象とその限度額

「小城市議会議員及び小城市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公費負担に関する条例」の規定による公費負担の限度額等は、次のとおりです。

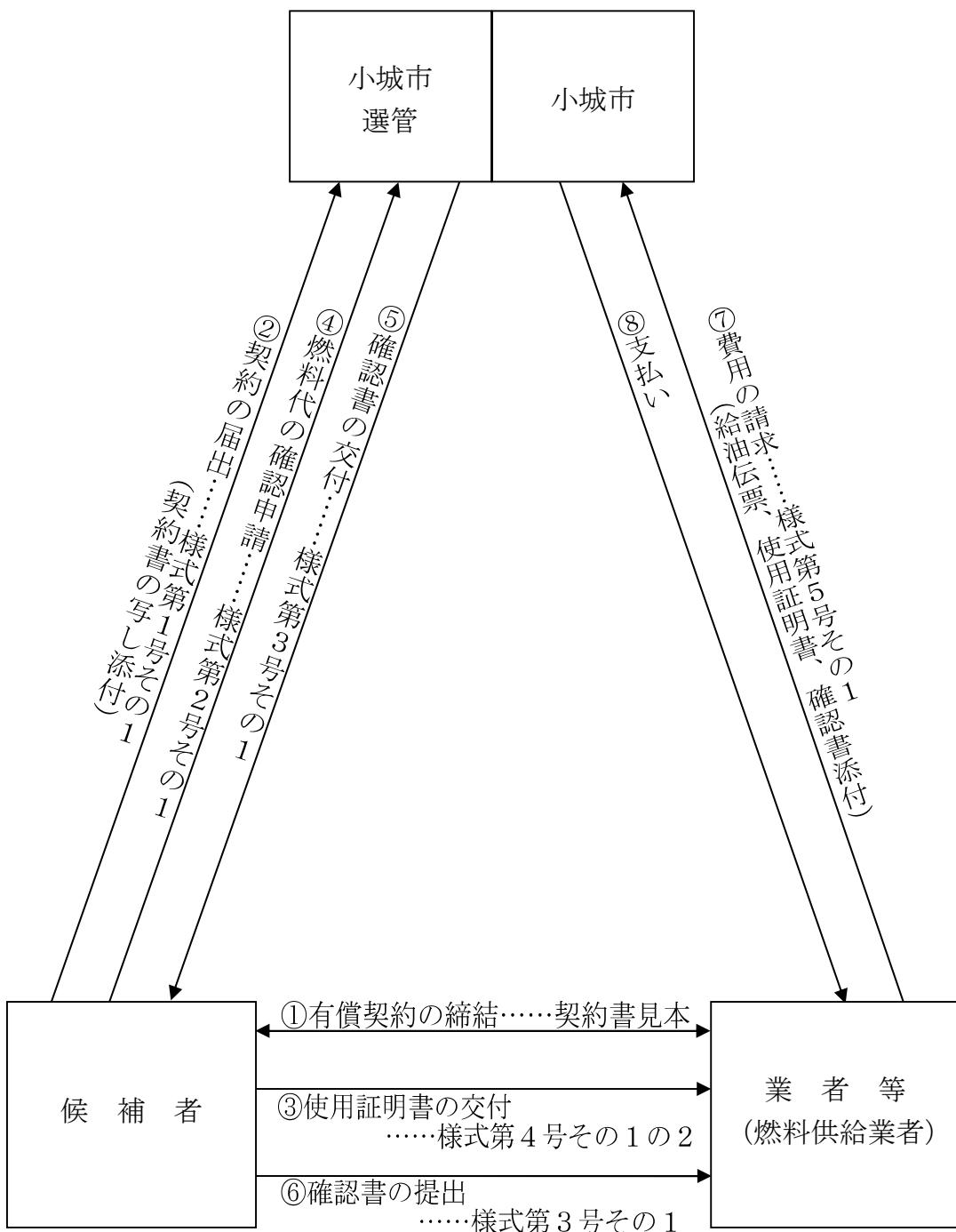
種類	公費負担の対象		公費負担の限度額
選挙運動用自動車の使用	1 一般旅客運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る)	1日について、64,500円 $64,500\text{円} \times 7\text{日} = 451,500\text{円}$ ※ 無投票の場合は、告示日のみの64,500円
	2 その他の契約 (1に掲げる契約以外の場合)	①自動車の借り入れ契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る)
		②燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
		③運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日については、1人に限る)
		※ 契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う場合に限る。 ※ 選挙運動期間中で、1(一般旅客運送事業者との契約)を締結した日は、2(その他の契約)の計算では、選挙運動の日数から除いて計算する。	
選挙運動用ポスター	当該候補者を通じて、作成単価(単価の限度額以内)に作成枚数(ポスター掲示場数以内の枚数)を乗じた金額 ※ ポスター掲示場数が98箇所の場合 $\text{単価} = \frac{316,250\text{円} + 586\text{円} 88\text{銭} \times 98\text{箇所}}{98\text{箇所}} = 3813.92\text{円} \approx 3,814\text{円}$		ポスター掲示場数が98箇所の場合 $3,814\text{円} \times 98\text{箇所} = 373,772\text{円}$
選挙運動用ビラ	当該候補者を通じて、作成単価(単価の限度額以内)に作成枚数(合計4,000枚)を乗じた金額		8円38銭×4,000枚=33,520円 (計2種類以内)

選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用
(自動車の借入れ)

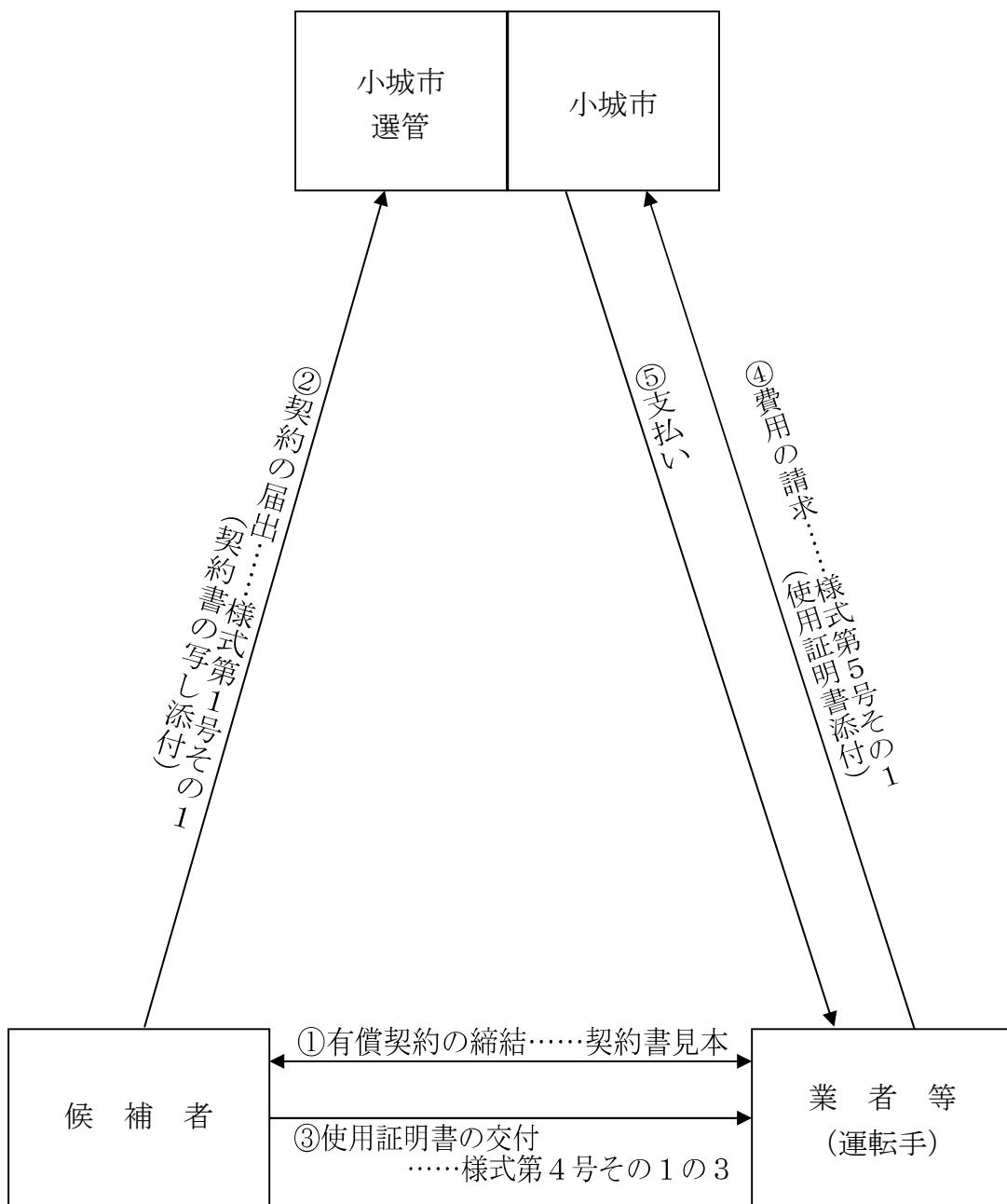


選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用

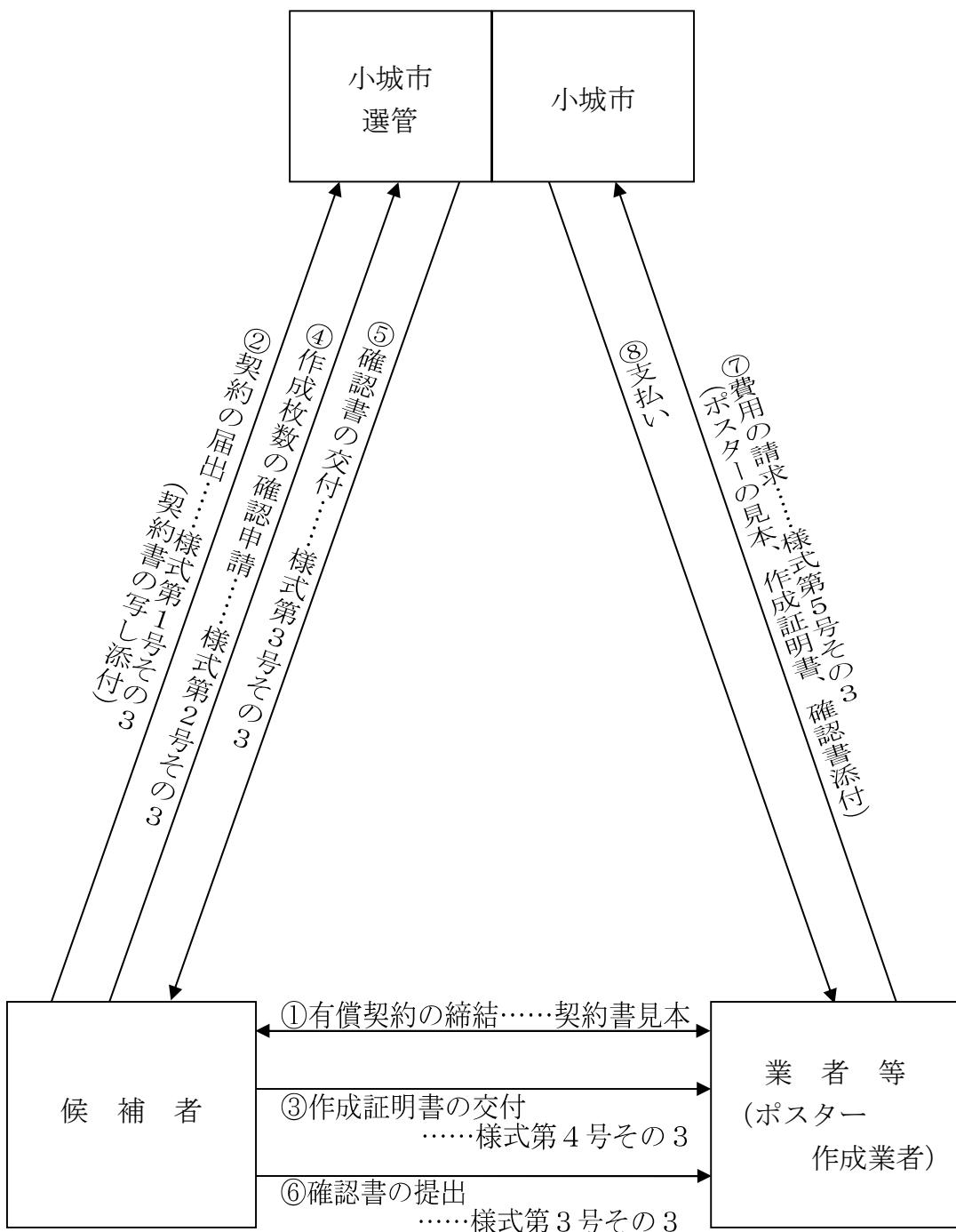
(燃 料 代)



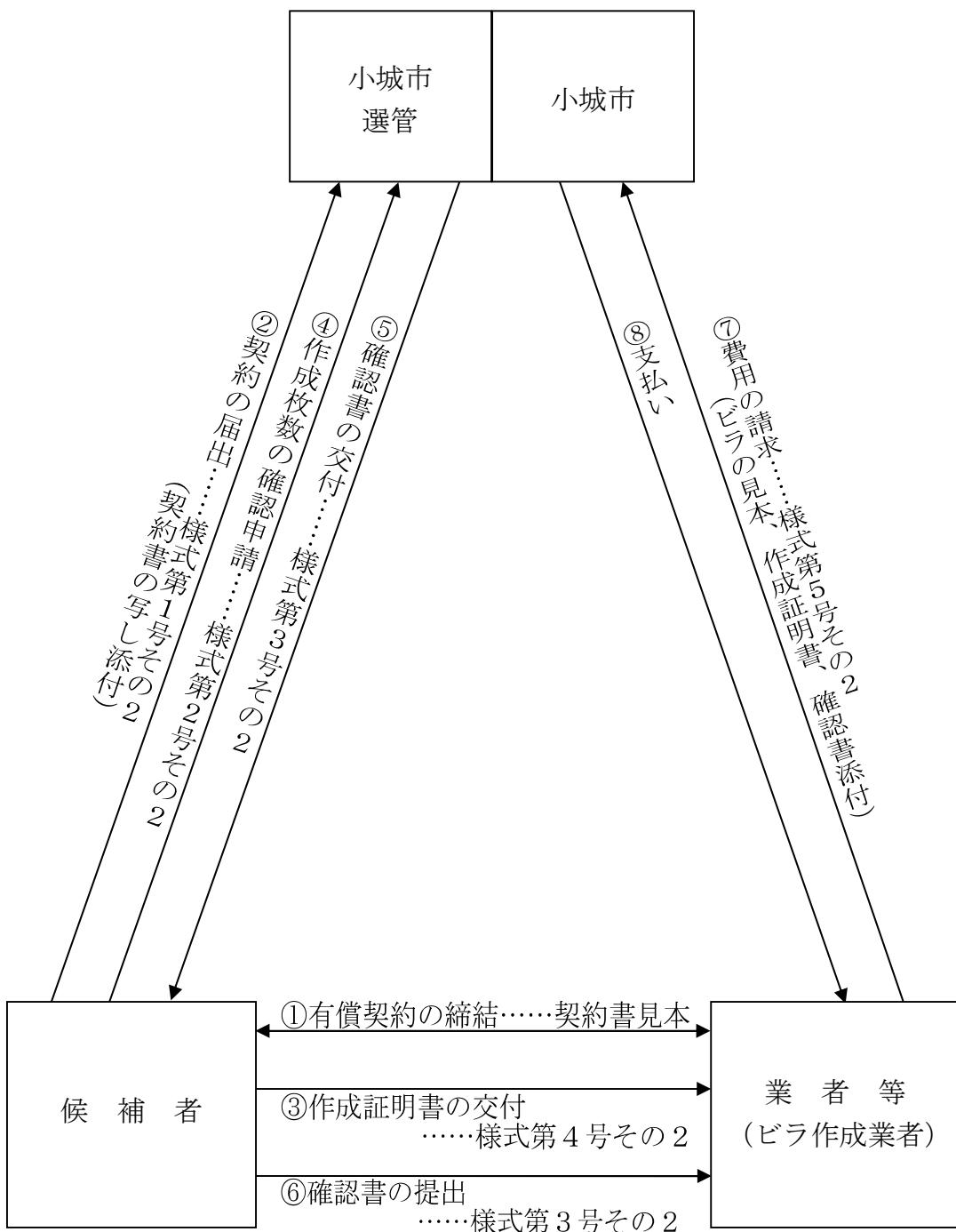
選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用 (運転手の報酬)



選挙運動用ポスターの作成



選挙運動用ビラの作成



第3 公費負担手続について

この制度は、小城市議会議員の選挙について、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」及び「選挙運動用ポスターの作成」並びに「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、小城市が各契約業者等にその費用を直接お支払いするものです。

以下、各手続きについて説明します。

1. 契約の届出

この制度の適用を受けようとする候補者は、各契約を締結した場合には、小城市選挙管理委員会にその契約の届出をしなければなりません。

(1) 届出が必要な契約

① 選挙運動用自動車の使用 ・・・・・・・・・・・・【様式C-6】

- 選挙運動用自動車の使用の場合は、【様式C-6】「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」の提出が必要です。
- 選挙運動用自動車の使用に当たっては、「一般運送契約」及び「その他の契約」があり、候補者において、このどちらかの契約方法を選択することになります。

1 一般運送契約	<ul style="list-style-type: none">ハイヤー業者等の一般乗用旅客自動車運送事業者と契約して、選挙運動用自動車を使用する場合です。
2 その他の契約	<ul style="list-style-type: none">自動車についてはレンタカー業者等、燃料についてはガソリン販売業者等との契約及び運転手の雇用契約をそれぞれ別個に締結するものです。この場合、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。いずれも各契約ごとに、契約の届出をしてください。

② 選挙運動用ポスターの作成 ・・・・・・・・・・・・【様式C-7】

- 選挙運動用ポスターの作成の場合は、【様式C-7】「選挙運動用ポスター作成契約届出書」の提出が必要です。
- ポスターの作成に当たっては、ポスター作成を業とする者と契約しなければ、認められません。

③ 選挙運動用ビラの作成 ・・・・・・・・・・・・【様式C-8】

- 選挙運動用ビラの作成の場合は、【様式C-8】「選挙運動用ビラ作成契約届出書」の提出が必要です。
- ビラの作成に当たっては、ビラ作成を業とする者と契約しなければ、認められません。

(2) 契約書等（写し）の添付

- ・公費負担の対象となるのは、有償契約に限られます。各契約の届出書には、契約書の写しを添付してください。
 - ・契約書の内容については、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上に明示されている必要があります。

《契約書の見本》

(3) 届出の時期

- 立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には、契約締結後直ちに届け出てください。

2. 確認申請

「自動車燃料代」、「ポスター作成枚数」及び「ビラ作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

(1) 届出が必要な契約

① 自動車燃料代金 〔様式C-9〕

- ・自動車燃料代については、【様式C-9】「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」の提出が必要です。
 - ・金額の制限範囲内であることの確認をし、給油伝票の写しを添付すること。
 - ・自動車の使用に当たっては、燃料の購入についてのみ確認申請が必要です。

② ポスター一作成枚数 【様式C-10】

- ポスター作成枚数については、【様式C-10】「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」の提出が必要です。
 - 作成限度枚数（掲示場数）を確認すること。

③ ピラ作成枚数

- ・ ビラ作成枚数については、【様式C-11】「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」の提出が必要です。
 - ・ 作成限度枚数を確認すること。

(2) 確認申請書の提出

- 申請に対して確認書を交付するため、申請書は候補者又はその代理人が直接持参してください。
 - なお、この申請は契約締結の届出をしたものに限られます。
 - また、複数の業者と契約している場合は、契約の相手ごとに確認申請書を作成してください。

(3) 確認申請書の写し又は控えを保管

- 申請及び確認は、契約業者ごとに行い、確認申請書には既に確認を受けた金額及び数量を記載する必要がありますので、申請書の写し又は控えを保管しておいてください。

3. 確認書の交付・提出

(1) 確認書の交付

小城市選挙管理委員会は、上述 2. 確認申請で提出を受けた確認申請書を確認後、確認書を交付します。

- 選挙運動用自動車燃料代確認書
- 選挙運動用ポスター作成枚数確認書
- 選挙運動用ビラ作成枚数確認書

(2) 確認書の提出

小城市選挙管理委員会から確認書の交付を受けた候補者は、この確認書を直ちに契約の相手方に提出してください。

4. 使用(作成)証明書の交付

(1) 証明書の交付

- 候補者は、自動車の使用、燃料の購入、運転手の雇用及びポスターの作成並びにビラの作成について、その使用(作成)の実績に基づいて、その数量及び金額を証明する書類を作成し、契約業者等に交付しなければなりません。
- なお、この使用(作成)証明書は、契約業者等が小城市に対し代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。
- 証明書は、それぞれの契約ごとに作成しなければなりません。

契約種別	証明書の名称	証明書の様式
自動車の使用	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	様式C-12
自動車の燃料購入	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	様式C-13
運転手の雇用	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	様式C-14
ポスターの作成	選挙運動用ポスター作成証明書	様式C-15
ビラの作成	選挙運動用ビラ作成証明書	様式C-16

※ 自動車の燃料購入については、給油伝票の写しを添付する必要があります。（給油月日、自動車登録番号、給油量、給油金額の分かるもの）

(2) 証明書の添付

- 候補者が契約業者等に対して提出した上記証明書は、契約業者等が小城市に対して代金を請求する際に添付しなければなりません。

5. 費用の請求

(1) 請求書の作成

- 契約締結の届出から証明書の提出までの事務が完了したものについて、契約業者等は、当該候補者が供託物を没収されないこと（開票後の選挙会で決定される）を確認の上、下記により請求書を作成し持参してください。
- 請求書・請求内訳書は契約ごとに作成し、提出に当たっては、候補者から提出される確認書（燃料代、ポスター作成及びビラの作成の場合）、使用（作成）証明書及び給油伝票、ポスター・ビラの見本等を添付しなければなりません。

○ 自動車の使用

契約種別	請求書の様式	請求内訳書の様式
1 一般旅客運送事業者との契約	様式C-17	様式C-18
2 その他の契約	① 自動車の借入れ契約	様式C-19
	② 燃料の供給契約	様式C-21
	③ 運転手の雇用契約	様式C-23
		様式C-24

○ ポスターの作成

契約種別	請求書の様式	請求内訳書の様式
選挙運動用ポスターの作成	様式C-25	様式C-26

○ ビラの作成

契約種別	請求書の様式	請求内訳書の様式
選挙運動用ビラの作成	様式C-27	様式C-28

(2) 請求書の提出期限及び提出先

- 提出期限 令和8年3月13日（金）まで（期限厳守）
- 提出先 小城市選挙管理委員会事務局
(電話) 0952-37-6114

(3) 費用請求での注意点

- 請求書・請求内訳書は、上記の区分により、それぞれの契約ごとに作成し、上記の区分による書類を添付し提出してください。
- 支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- 振込先の通帳のコピー（金融機関名、本・支店名、口座種別、口座番号、口座名義（カタカナ）が記載されている部分）を添付してください。

第4 公費負担手続の順序・様式一覧

- 公費負担手続については、注意事項に従い以下の手続き①～⑥の順により行ってください。
- 候補者が業者に交付するものや、業者が市選管管理委員会に届け出るものもありますので、必要書類等を事前に確認し手続きをしてください。

手続き① 契約の締結

- 候補者が、業者（個人、運転手を含む。）と契約を締結します。

様式の名称	注意事項	様式番号
賃貸借契約書（選挙運動用自動車の使用）	・ 候補者 ⇄ 業者（個人）	C-1
燃料供給契約書（選挙運動用自動車の燃料）	・ 候補者 ⇄ 業者	C-2
雇用契約書（選挙運動用自動車の運転手雇用）	・ 候補者 ⇄ 業者（運転手）	C-3
作成契約書（選挙運動用ポスター）	・ 候補者 ⇄ 業者	C-4
作成契約書（選挙運動用ビラ）	・ 候補者 ⇄ 業者	C-5

手続き② 契約の届出

- 候補者が、立候補届出時若しくは契約締結後、直ちに市選管に届け出ます。

様式の名称	注意事項	様式番号
選挙運動用自動車の使用の契約届出書	・ 候補者 ⇒ 市選管 ・ 選挙運動用の自動車の使用、燃料、運転手雇用について1枚の届出書 ・ 各々契約書の写しを添付すること	C-6
選挙運動用ポスター作成契約届出書	・ 候補者 ⇒ 市選管 ・ 契約書の写しを添付すること	C-7
選挙運動用ビラ作成契約届出書	・ 候補者 ⇒ 市選管 ・ 契約書の写しを添付すること	C-8

手続き③ 確認申請

- 候補者が、自動車の燃料代、ポスター及びビラの作成について、市選管に申請します。

様式の名称	注意事項	様式番号
選挙運動用自動車燃料代確認申請書	・ 候補者 ⇒ 市選管 ・ 給油伝票の写し（対象が分かるもの）を添付すること	C-9
選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	・ 候補者 ⇒ 市選管	C-10
選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	・ 候補者 ⇒ 市選管	C-11

手続き④ 確認書の交付・提出

- 手続き③の審査をした後、市選管が候補者に確認書を交付します。
- 候補者は、確認書を受領した後、契約の相手方に提出します。
- この確認書は、業者が市選管に費用の請求をする際に必要となります。

様式の名称	注意事項	様式番号
選挙運動用自動車燃料代確認書	・候補者⇒市選管⇒候補者⇒契約の相手方	選管作成
選挙運動用ポスター作成枚数確認書	・候補者⇒市選管⇒候補者⇒契約の相手方	選管作成
選挙運動用ビラ作成枚数確認書	・候補者⇒市選管⇒候補者⇒契約の相手方	選管作成

手続き⑤ 使用（作成）証明書の交付

- 候補者が作成し、契約業者（個人、運転手を含む。）に提出します。
- この証明書は、業者が市選管に費用の請求をする際に必要となります。

様式の名称	注意事項	様式番号
選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	・候補者⇒業者（個人）	C-12
選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	・候補者⇒業者	C-13
選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	・候補者⇒業者（運転手）	C-14
選挙運動用ポスター作成証明書	・候補者⇒業者	C-15
選挙運動用ビラ作成証明書	・候補者⇒業者	C-16

手続き⑥ 費用の請求

- 契約業者（個人、運転手を含む。）が、市選管に請求します。
- 業者側の担当者がわかるようにしてください。（連絡先・担当者を記載した付箋を貼るなど）

(1) 選挙運動用自動車の使用に係る請求

○ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

様式の名称	注意事項	様式番号
請求書（選挙運動用自動車の使用）	・業者等⇒市選管	C-17
請求内訳書	・業者等⇒市選管 ・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添付	C-18

○ レンタル、個人、会社等との契約の場合

様式の名称		注意事項	様式番号
自動車の借り入れ契約	請求書（選挙運動用自動車の使用）	・ 業者等⇒市選管	C-19
	請求内訳書	・ 業者等⇒市選管 ・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添付	C-20
燃料の供給契約	請求書（選挙運動用自動車の使用）	・ 業者等⇒市選管	C-21
	請求内訳書	・ 業者等⇒市選管 ・ 選挙運動用自動車燃料代確認書を添付 ・ 給油伝票の写しを添付 ・ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）を添付	C-22
運転手の雇用契約	請求書（選挙運動用自動車の使用）	・ 業者等⇒市選管	C-23
	請求内訳書	・ 業者等⇒市選管 ・ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）を添付	C-24

（2）選挙運動用ポスターに係る請求

様式の名称		注意事項	様式番号
請求書（選挙運動用ポスターの作成）		・ 業者等⇒市選管	C-25
請求内訳書		・ 業者等⇒市選管 ・ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添付 ・ 選挙運動用ポスター作成証明書を添付 ・ ポスターの見本1枚を添付	C-26

（3）選挙運動用ビラに係る請求

様式の名称		注意事項	様式番号
請求書（選挙運動用ビラの作成）		・ 業者等⇒市選管	C-27
請求内訳書		・ 業者等⇒市選管 ・ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書を添付 ・ 選挙運動用ビラ作成証明書を添付 ・ ビラの見本1枚を添付（2種類の場合は各1枚）	C-28